

電気工事業者立入検査の結果について

中部近畿産業保安監督部
北 陸 産 業 保 安 監 督 署

北陸産業保安監督署では、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 29 条に基づき電気工事業を営む者に対する立入検査を毎年行っております。

1. 検査対象営業所

北陸産業保安監督署管内の中部近畿産業保安監督部長又は署長の登録、みなし登録、通知又はみなし通知の事業者の営業所

2. 立入検査結果

立入検査結果については、以下のとおりです。

なお、改善指示事項については、全て改善した旨の報告を受けております。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入検査件数		3	4	3	5
改善指示事項	帳簿の記載事項等不備		2	1	2
	主任電気工事士が勤務していない				1
	器具の備付け不備	1			
	標識の不備	1			1
	変更手続き等の不備		1		1
	第一種電気工事士でない者を自家用電気工事の作業に従事させている。 (法第21条)		1		
	電気設備技術基準への適合性を確認していない				1